

番号 00505

登録識別情報等通知書

(1 / 2)

自動車登録番号		登録年月日		初度登録年月		車台番号							
		令和 3年 10月 4日		平成 2年 9月		東 [41] 02442東							
車名		型		式		原動機の型式							
日通				[219]		NTP2041							
所有者の氏名又は名称													
所有者の住所													
自動車の種別		用途	自家用・事業用の別	車体の形状		乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量		
大型特殊		—	自家用	ボール・トレーラ [077]		—人	18000kg		7080kg		25080kg		
総排気量又は定格出力		燃料の種別		型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
—		—				650cm	249cm	167cm	—kg	2210kg	2210kg	2200kg	
有効期間の満了する日		令和 4年 4月 6日											
備考													
[奈良]，所有者変更記録 自動車重量税 非課税 *一時抹消中所有者* K i n t 株式会社 奈良県葛城市大屋70-1 [41195] [申請年月日] 令和5年9月7日 *保安基準緩和* [認定年月日] 令和3年3月9日 [運輸局] 2 372 [緩和事項] [001] 長さ， [004] 車両総重量， [00 8] 最小回転半径 [制限事項] [021] 自動車の後面及びけん引自 動車の運転者席には、けん引自動車と被けん引自動車との連結時の長 さを表示すること。、 [024] 被けん引自動車の後面には、車両総													
重量を表示すること。、 [027] 被けん引自動車の後面には、けん 引自動車と被けん引自動車との連結時の最小回転半径を表示すること 。、 [031] 積載物品は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品 であること。、 [073] 夜間、ボールを積載して運行する際は、ポ ールの最前端部付近、中央部付近及び最後端部付近の両側に側方から 確認できる黄色の灯火（光度300カンデラ以下）を備えること。 [092] 運行にあたっては、道路交通法及び道路法を厳守すること 。、 [093] 運行にあたっては、認定書（写し）を携帯すること。 、 [094] けん引自動車には運行記録計を備え、運行状況の記録を すること。、 *けん引車* いすゞ QDG-E X Z 5 2 B J， QDG - E X Z 5 2 A J 改， ニッサンディーゼル K L - C W 6 3 2 G H T 改													

裏面もご覧ください。

登録識別情報

令和 5年 9月 7日

奈良運輸支局長

車両ID

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
（新規登録、輸出の届出等の際に必要なになります。）
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

番号 00505

登録識別情報等通知書

(2/2)

自動車登録番号

車台番号

東[41]02442東

備考

〔その他検査事項〕(1) ポールの長さは、19.9メートル以下とすること。(2) 鋼矢板(長さ19.9m、幅0.50m、高さ0.20m、重量2,090kg)を積載して運行する際は15本結束とし、鋼矢板の前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ2.0メートル、後端をボールドレーラの荷受台中心より後方へ3.0メートルとすること。(3) H鋼(長さ19.9m、幅0.40m、高さ0.40m、重量3,423kg)を積載して運行する際は6本結束とし、H鋼の前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ1.00メートル、後端をボールドレーラの荷受台中心より後方へ1.25メートルとすること。(4) 鋼矢板(長さ16.0m、幅0.50m、高さ0.20m、重量1,680kg)を積載して運行する際は9本結束とし、鋼矢板の前端をけん引自動車の荷受台中心より前方へ1.0メートル、後端をボールドレーラの荷受台中心より後方へ1.5メートルとすること

〔シリアル番号〕NTP2041-60-1179

以下余白

裏面もご覧ください。

令和 5年 9月 7日

奈良運輸支局長